

南城市自主防災組織防災資機材等購入補助金Q A集

Q1-1：市単独事業か。

A1-1：本事業は、国の補助事業（地域未来交付金（地域防災緊急整備型））である。

Q1-2：対象事業の申請要件はあるのか。

A1-2：下記の要件となっております。

- ①申請団体の地域課題を踏まえ、従来の防災・減災の取組の改善に取り組む事業であること。
- ②避難生活環境改善をはじめとした、地域住民の安心・安全の向上に裨益する事業であること。
※申請団体の行政運営に資するのみの事業は不可であり、地域住民に裨益するものであること。
※何らかの資機材購入を伴う事業であること。（外部委託経費のみの事業等は不可）
- ③事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること。
※申請団体において防災部局と地方創生担当部局等の間や、地域関係者との連携体制が構築されていること。
- ④本事業で行う防災力向上の取組について、地域住民への周知広報を図ること。
※購入する資機材について平時より地域イベントで活用するなど、地域住民が災害に備える意識を醸成する取組を予定していること。

Q1-3：「購入する資機材について平時より地域イベントで活用するなど」とあるが、地域住民等も参加する市区町村等主催の防災訓練における活用も当該地域イベントとして整理できるか。

A1-3：防災訓練で活用することにより、地域住民の災害に備える意識が醸成される

場合、地域イベントとして整理できる。

Q1-4：導入した資機材のガソリン、光熱費、レンタル・リース料等のランニング経費は対象となるのか。

A1-4：ガソリン、光熱費、レンタル・リース料等のランニング経費については交付金の対象外であるため補助対象経費に算入しないこと。

Q1-5：本組立型水式式トイレ、ラップ式トイレは対象となるか。

A1-5：取得価額が10万円を下回る消耗品類は対象外となる。

Q1-6：交付金で購入する資機材の保管のための備蓄倉庫や車庫の設置のための設計費、建築確認に伴う手数料及び工事請負費等は補助対象となるか。

A1-6：設計費や建築確認に伴う手数料のみの場合は補助対象外とする。また、交付金を用地費、地盤改良及び土地造成に係る費用に充当することは不可のため留意すること。

Q1-7：消耗品類は対象外とのことだが、具体的にどのようなものが対象外となるのか。

A1-7：消耗品類など、一件当たりの取得価額が10万円を下回る物品は補助対象外とする（※）。

※「一件当たり10万円」の考え方については、一個の資機材を取得するのに10万円以上の取得単価がかかる場合をいう。例えば、1万円の物品を10個まとめて調達して10万円となっても、交付金の対象経費とはならない。